

「平田学区学童保育所」の指定管理者の指定について

先に公募を行った「平田学区学童保育所」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたので、お知らせします。

また、指定管理者の正式な指定にあたり、地方自治法の規定により、平成29年酒田市議会12月定例会において議決されております。

1. 施設名 平田学区学童保育所
2. 募集期間 平成29年9月1日から平成29年10月2日まで
3. 応募団体数 1団体
4. 指定管理者
名称：特定非営利活動法人がくほれん with 酒田 理事長 佐藤 義朗
所在地：酒田市新橋二丁目1番地の19
5. 指定管理期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

6. 選定方法

申請団体が1団体のみであったため、指定管理者選定委員会において、各委員が審査基準に沿って申請団体が指定管理者として適格か審査をし、指定管理者候補者を選定しました。当該候補者は、議会の議決により指定管理者として正式に指定されました。

7. 審査基準及び得点

項目	配点	得点
1 公共性の確保と平等の確保が図られること ・施設設置の目的と管理運営方針 ・収支計画の適格性と実現の可能性 ・施設の平等利用の確保	30	28.8
2 公の施設の効用を最大限に発揮させ、市民サービス向上が図られるとともに、その管理経費の縮減が図られること ・サービスの向上 ・効率的運営の取り組み ・利用の促進と収入確保の取組 ・地域との関わりについて	50	42.8

項目	配点	得点
3 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力 ・ 職員の雇用と人材育成 ・ 要望等への対応と自己評価 ・ 緊急時対応などについて ・ 個人情報保護の措置について ・ 環境に配慮した経営を行っているか ・ 過去の実績等 	60	52.0
4 その他施設の性質又は目的に応じて必要と認める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育所の企画能力と整備体制 ・ 地域の連携と保護者の信頼 	30	30.0
合計	170	153.6

※得点は各委員の平均点です。(小数点以下第2位を四捨五入しているため、各項目の計と合計の得点が一致しない場合があります)

【評価】

- A：十分な受託能力がある（136点超～170点満点）
- B：受託能力がある（102点超～136点以下）
- C：受託能力に疑問がある（102点以下）